

浜松市水道事業給水条例及び浜松市下水道条例の一部を改正する条例

(浜松市水道事業給水条例の一部改正)

第1条 浜松市水道事業給水条例(昭和33年浜松市条例第18号)の一部を次のように改正する。

改正前					改正後				
別表第1(第26条関係)					別表第1(第26条関係)				
1 給水料金(1月につき)					1 給水料金(1月につき)				
用途	基本料金		従量料金(1立方メートルにつき)		用途	基本料金		従量料金(1立方メートルにつき)	
	メーター口径	金額	水量	金額		メーター口径	金額	水量	金額
一般用	13ミリメートル	648円	10立方メートルまでの分	43円20銭	13ミリメートル	660円	10立方メートルまでの分	44円	
	20ミリメートル	691円20銭	10立方メートルを超え20立方メートルまでの分	103円68銭	20ミリメートル	704円	10立方メートルを超え20立方メートルまでの分	105円60銭	
	25ミリメートル	777円60銭	20立方メートルを超え30立方メートルまでの分	137円16銭	25ミリメートル	792円	20立方メートルを超え30立方メートルまでの分	139円70銭	
	30ミリメートル	1,620円	30立方メートルを超え40立方メートルまでの分	167円40銭	30ミリメートル	1,650円	30立方メートルを超え40立方メートルまでの分	170円50銭	
	40ミリメートル	3,132円	40立方メートルを超え50立方メートルまでの分	194円40銭	40ミリメートル	3,190円	40立方メートルを超え50立方メートルまでの分	198円	
	50ミリメートル	6,696円	50立方メートルを超え100立方メートルまでの分	203円4銭	50ミリメートル	6,820円	50立方メートルを超え100立方メートルまでの分	206円80銭	
	75ミリメートル	15,120円	100立方メートルまでの分	167,400円	75ミリメートル	15,400円	100立方メートルまでの分	170,500円	
	100ミリメートル	30,240円	150立方メートルを超え200立方メートルまでの分		100ミリメートル	30,800円	150立方メートルを超え200立方メートルまでの分		
	125ミリメートル	30,240円	200立方メートル以上の分		125ミリメートル	30,800円	200立方メートル以上の分		
	150ミリメートル	79,920円			150ミリメートル	81,400円			
200ミリメートル以上	167,400円			200ミリメートル以上	170,500円				

		100立方メートルを超え500立方メートルまでの分	210円60銭
		500立方メートルを超える分	216円
臨時用	—		216円

2 私設消火栓演習給水料 1栓10分につき216円（2口は2栓とし、10分未満は10分とする。）

別表第2（第35条の2関係）

メーター口径	金額
13ミリメートル	<u>33,480円</u>
20ミリメートル	<u>90,720円</u>
25ミリメートル	<u>154,440円</u>
30ミリメートル	<u>241,920円</u>
40ミリメートル	<u>479,520円</u>
50ミリメートル	<u>828,360円</u>
75ミリメートル	<u>2,235,600円</u>
100ミリメートル	<u>4,590,000円</u>
150ミリメートル	<u>12,636,000円</u>
200ミリメートル以上	<u>26,136,000円</u>

		100立方メートルを超え500立方メートルまでの分	214円50銭
		500立方メートルを超える分	220円
臨時用	—		220円

2 私設消火栓演習給水料 1栓10分につき220円（2口は2栓とし、10分未満は10分とする。）

別表第2（第35条の2関係）

メーター口径	金額
13ミリメートル	<u>34,100円</u>
20ミリメートル	<u>92,400円</u>
25ミリメートル	<u>157,300円</u>
30ミリメートル	<u>246,400円</u>
40ミリメートル	<u>488,400円</u>
50ミリメートル	<u>843,700円</u>
75ミリメートル	<u>2,277,000円</u>
100ミリメートル	<u>4,675,000円</u>
150ミリメートル	<u>12,870,000円</u>
200ミリメートル以上	<u>26,620,000円</u>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

（浜松市下水道条例の一部改正）

第2条 浜松市下水道条例（昭和37年浜松市条例第21号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
別表（第14条・第31条関係）				別表（第14条・第31条関係）			
用途	使用料（1月につき）			用途	使用料（1月につき）		
	基本使用料	従量使用料（1立方メートルにつき）			基本使用料	従量使用料（1立方メートルにつき）	
		排出量	金額			排出量	金額
一般汚水	<u>1,198円80銭</u>	10立方メートルまでの分	<u>43円20銭</u>	一般汚水	<u>1,221円</u>	10立方メートルまでの分	<u>44円</u>
		10立方メートルを超え20立方メートルまでの分	<u>126円36銭</u>			10立方メートルを超え20立方メートルまでの分	<u>128円70銭</u>
		20立方メートルを超え30立方メートルまでの分	<u>149円4銭</u>			20立方メートルを超え30立方メートルまでの分	<u>151円80銭</u>

	30立方メートルを超え 50立方メートルまでの分	<u>164円</u> <u>16銭</u>		30立方メートルを超え 50立方メートルまでの分	<u>167円</u> <u>20銭</u>
	50立方メートルを超え 100立方メートルまでの分	<u>177円</u> <u>12銭</u>		50立方メートルを超え 100立方メートルまでの分	<u>180円</u> <u>40銭</u>
	100立方メートルを超え 200立方メートルまでの分	<u>190円</u> <u>8銭</u>		100立方メートルを超え 200立方メートルまでの分	<u>193円</u> <u>60銭</u>
	200立方メートルを超え 500立方メートルまでの分	<u>203円</u> <u>4銭</u>		200立方メートルを超え 500立方メートルまでの分	<u>206円</u> <u>80銭</u>
	500立方メートルを超え 1,000立方メートルまでの分	<u>210円</u> <u>60銭</u>		500立方メートルを超え 1,000立方メートルまでの分	<u>214円</u> <u>50銭</u>
	1,000立方メートルを超え 2,000立方メートルまでの分	<u>219円</u> <u>24銭</u>		1,000立方メートルを超え 2,000立方メートルまでの分	<u>223円</u> <u>30銭</u>
	2,000立方メートルを超え 5,000立方メートルまでの分	<u>224円</u> <u>64銭</u>		2,000立方メートルを超え 5,000立方メートルまでの分	<u>228円</u> <u>80銭</u>
	5,000立方メートルを超える分	<u>228円</u> <u>96銭</u>		5,000立方メートルを超える分	<u>233円</u> <u>20銭</u>
臨時汚水	—	228円96銭	臨時汚水	—	233円20銭
備考 (略)			備考 (略)		

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

(施行期日)

- この条例は、平成31年10月1日から施行する。
(浜松市水道事業給水条例の一部改正に伴う経過措置)
- 第1条の規定による改正後の浜松市水道事業給水条例（以下「新給水条例」という。）第26条及び別表第1の規定にかかわらず、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前から引き続き給水装置（新給水条例第3条第1号に規定する給水装置をいう。）を使用している者に係る給水料金であって、施行日以後初めてその額が確定するものについては、なお従前の例による。
- 新給水条例第35条の2及び別表第2の規定は、施行日以後の申込みに係る加入金について適用し、施行日前の申込みに係る加入金については、なお従前の例による。
(浜松市下水道条例の一部改正に伴う経過措置)
- 第2条の規定による改正後の浜松市下水道条例（以下「新下水道条例」という。）第14条、第31条及び別表の規定にかかわらず、施行日前から引き続き公共下水道（新

下水道条例第2条第2号に規定する公共下水道をいう。)を使用している者に係る使用料又は利用料金であって、施行日以後初めてその額が確定するものについては、なお従前の例による。